

福岡地区南支部弓道部会 入会のご案内

1. 福岡地区南支部弓道部会（以下「本部会」という。）に入会できるのは、本部会の目的（日本固有の伝統文化である弓道を通じて会員相互の親睦ならびに会員の技術および体力の向上に資すること）に賛同し、かつ、福岡市内に居住または勤務もしくは就学（18歳以上）している方で、会長の承認が必要です。

2. 入会の際には、入会届（本部会ならびに福岡地区弓道連盟）の提出が必要です。

注：次号3の入会金ならびに年会費とともに申し込みください。

3. 入会時には、以下の入会金ならびに年会費が必要です。

| | | |
|----------|-----|----------------------|
| 本部会 | 入会金 | 500円 |
| | 年会費 | 2,500円 |
| 福岡地区弓道連盟 | 入会金 | 500円 |
| | 年会費 | 称号者：5,000円 一般：4,000円 |

注：昇級および昇段審査の受審、福岡地区の行事に参加するためには福岡地区弓道連盟への加入が必要です。

注：中途入会の本部会年会費は、加入月から翌年3月までの月数に250円を乗じた金額または2,500円のいずれか低い金額となります。

次年度以降の会費は、年度初めに会計が定める期日までに納入してください。

注：納入されない場合は、休会扱いとなります。

4. 弓具庫や物入れ棚に弓具類を保管する場合は、必ず記名してください。

5. 福岡市および本部会の弓具の借用は原則1年以内です。

注：次年度の初心者弓道教室開始までに、弓具の準備をしてください。

6. 退会および休会を希望する場合は、異動届を提出してください。なお、休会の期間は、最長2年です。

注：退会および休会の際には私物（弓具、衣類等）は持ち帰ってください。放置された私物は、所有権を放棄したものととして年末大掃除の時に処分します。

7. 弓道場使用の遵守事項に違反、または、本部会の目的に反する行為が認められた場合は、退会を勧告する場合があります。

以上

わからないことがあれば遠慮なくお尋ねください。